

# インフルエンザ罹患時の対応について

愛媛県立今治東中等教育学校 保健室

- 1 感染により学校を休むときは、Teams 等で必ず御連絡ください。
- 2 登校再開時に「学校感染症罹患届」をお渡しします。届は本校のホームページからダウンロードもできます。
- 3 届を保護者の方が記入し、学級・ホームルーム担任に御提出ください。

※ 早退時に届を渡されたり、ホームページからダウンロードしたりして、手元に届がある場合は、登校再開時に学級・ホームルーム担任まで御提出ください。

## <インフルエンザの場合>

【インフルエンザ 出席停止の期間の基準】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」  
① ②

- ・①と②の両方の条件を満たす必要があります。
- ・発症した日や解熱した日の翌日を1日目とします。
- ・発症日については、医師の指示に従ってください。

※ 症状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めた場合には、登校可能です。

【参考】

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発熱	解熱	1日経過	2日経過	自宅療養	自宅療養	登校可	
発熱	発熱	解熱	1日経過	2日経過	自宅療養	登校可	
発熱	発熱	発熱	解熱	1日経過	2日経過	登校可	
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	1日経過	2日経過	登校可

抗インフルエンザ薬の効果で解熱しても、その後2日間は体内にウイルスが残り感染力が続く場合があることから、このように定められています。